

視 察 報 告 書

報告者氏名：工藤昭四郎

委員会名：民生常任委員会 所管事務調査（他都市）

期 間：2023年11月8日（水）～ 11月10日（金）

視察都市等及び視察項目：

- ① 大阪府高槻市：がん検診受診率向上について
- ② 香川県高松市：高齢者居場所づくり事業について
国の重層的支援体制整備事業を活用した事例及び、
支援ニーズに対応する包括的な支援体制づくりについて
- ③ 福岡県福岡市：児童虐待未然防止への体制づくりについて

期 間：2023年11月8日（水）

大阪府高槻市：がん検診受診率向上について

所 感 等：高槻市は人口 349,000 人の中核市で、昭和 58 年以降市の財政は黒字決算である。

特定健康診断に力を入れ、高槻市は平成 27 年 9 月よりがん検診は対象者に対して自己負担は無料としていることもあり、全国平均より高い受診率となっている。また高槻市は女性の健康寿命が 1 位である。

特定健康診断の対象者は、肺がん検診 40 歳以上、胃がん検診 50 歳以上、大腸がん検診 40 歳以上、子宮頸がん検診 20 歳以上女性、乳がん検診 30 歳以上女性としている。

また検診の方法にも工夫されていて、保育つき検診の年に 14 回開催や、まとめて受けられるセット検診などを実施している。

胃がん対策として、ピロリ菌検査では平成 26 年より中学 2 年生を対象にピロリ菌検査と除菌を無料で実施している。

成人ピロリ菌検査は 30～49 歳の過去未受診者に対して、血液抗体検査を 500 円で実施している。子宮頸がん検診の受診率は 88 市の中で 1 位である。

がん検診の精度管理にも力を入れている。

*必ず、精密検査を受けてもらう

・医療機関からの精検受診推奨

・未受診者への精検受診推奨

*偽陽性・偽陰性をできる限りなくす

・5 がん全てにおいて、各専門医による精度管理を実施

*がんの見落としを防ぐ

・専門医によるダブルチェック（2重読影）を実施

がん相談支援センターでは、がん患者への心のケアを行っている。

特定検診は一般財源と国からの支援により無料化され、高槻市と医師会との連携により、受診後のケアもしっかりと行われていることは市民への安心の向上に繋がっている。

「第3次・健康たかつき 21」をスタートさせ、食と健康に力をいれている。この事業は丸大食品など市内に工場がある企業と一緒に取り組み、健康食育フェアを開催するなど市民への呼びかけを積極的に行っている。

本市でも特定検診の受診率向上の取組は行っているが、結果にはつながっていないのが現状である。高槻市の特定健診の無料化と医師会との連携は本市においても財源の許す中で取組の必要性を感じる。特定検診の受診率を上げることは健康寿命の向上に繋がるため早期に取り組みたい事業である。



期 間：2023年11月9日（木）

**香川県高松市：高齢者居場所づくり事業について
国の重層的支援体制整備事業を活用した事例について**

所 感 等：高齢者の居場所づくり事業について

居場所づくりとは、おおむね65歳以上の高齢者が気軽に集うことができる建物等のスペースで、介護予防や健康増進、地域のボランティア活動、世代間交流など、様々な地域活動の場となるところである。この事業ではいつまでも元気に地域で暮らすための高齢者への取組として、医療、介護、介護予防、社会参加・生活支援・見守り、住まいを軸とした地域包括ケアの実現を目指している。

平成26年度から28年度までの3年間で徒歩圏内に1か所を目安に、300か所程度の開設を目標に取り組み、現在も支援を継続して進めている。

事業費については、77歳の時に交付していた長寿祝い金を廃止し、この事業に使用するようにした。

対象者としては、

1. 市内に居住する者、または活動の拠点を有する個人・団体であること
2. 暴力団、暴力団体の統制下にいないこと

条件としては、

- 1 自主的かつ安全に運営を行う
- 2 営利・宗教・政治活動を目的としない
- 3 同一場所で、3年以上継続して活動を行う意思を有する
- 4 近隣に住居する高齢者を対象とした活動を行う
- 5 1回の活動に、高齢者がおおむね10名以上含まれる
- 6 活動は、1回当たり2時間以上行う
- 7 体操など介護予防メニューを毎回の活動の中に取り入れる
- 8 活動の参加料は、原則として無料である
- 9 定められた活動回数を満たす

運営助成金は、

活動回数 月2回以上週1回未満 2万円

週 1 回以上 2 回未満	3 万円
週 2 回以上 3 回未満	5 万円
週 3 回以上	7 万円

開設月数に応じて月割となるが、1 年間に支払われる金額となっている。

令和 4 年度の実績としては、

月 2 回以上週 1 回未満	31 か所 (16%)
週 1 回以上 2 回未満	87 か所 (45%)
週 2 回以上 3 回未満	31 か所 (16%)
週 3 回以上	45 か所 (23%)

平成 28 年度からは、子どもとのふれあい加算を開始している。

居場所の中で小学生以下の子ども（5 人以上）との交流を 1 回当たり 1 時間行った場合、年 30 回を上限として、1 回当たり 500 円を運営に係る助成金に加算して交付している。

医師会、医療系大学等との連携事業は平成 30 年度から開始され、希望する居場所へ講師等が訪問をする。これは年間に 1 回利用できる。コロナの影響により外出を控え、自宅に閉じこもりがちになることでフレイルが進行するおそれがある高齢者へ向けて、自宅にいなながら介護予防が取り組めるようオンライン介護予防推進事業を令和 3 年度から開始した。

① 出張スマートフォン教室

スマートフォンに慣れていろいろな活用をしてもらうため専門性を持った事業者を派遣し、基本操作を学んでもらう。

② オンライン介護予防教室

WEB 会議アプリを活用して講師と居場所をオンラインでつなぎ、介護予防体操のレクチャーを行う。

本市での高齢者居場所づくりは町内会・自治会を基本に取り組んでいるが、個人や団体を支援することで、より多くの高齢者居場所づくりを積極的に進める姿勢は本市でも取り入れる必要性を感じる。単身世帯が増える中で、趣味や習い事を通して集まることができる居場所づくりの支援は是非取り組みたいと思う。

香川県高松市：国の重層的支援体制整備事業を活用した事例について

所 感 等：高松市は人口 419,894 人、高齢化率は 28.6%

平成 30 年に福祉のお困りごとは「まるごと福祉相談員」を置き、その後「つながる福祉相談窓口」を設置した。

様々な課題を高松市の特徴を生かした包括的な支援体制づくりで取り組んでいる。

① 地域のみんなで助け合う仕組みづくり

- ・地域コミュニティ協議会
- ・地域福祉ネットワーク会議

② 高松市の特徴

- ・話しやすく分かりやすい身近な相談支援

③ 暮らしのどんな困りごとも対応できる仕組みづくり

- ・総合センター
- ・多分野の支援機関・社会資源

地域共生社会の実現に向けた取組として、高松市地域共生社会プロジェクトチームによる少人数の関係課長によるコアメンバー会議や、実務者レベルのワーキンググループを設置して具体的な内容の検討を進めている。

また重層的支援体制整備事業は、生活支援コーディネーターと、まるごと福祉相談員については、社協 15 人が兼務をしており、新規事業では参加支援事業、アウトリーチ型等を通じた継続的支援事業を追加して進めている。

地域のみんなで助け合う仕組みづくりでは、平成 27 年に地域福祉ネットワーク会議の立ち上げ、活動の推進・担い手の育成を行い、住民主体の支え合いサービスとして、介護保険事業では、ゴミ出し、草刈り、掃除、電池・電球交換・買い物代行の他、体操・運動、趣味活動、交流活動などが行われている。

参加型支援事業では、既存の各制度における社会参加型支援では対応ができない個別のニーズに対応し、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりに向けた支援を行っている。

令和 4 年度の参加支援事業窓口での対応状況は、119 人からの相談件数があり、ひきこもりが 64 件、ついで不登校の相談件数となってい

る。

つながる福祉相談窓口ではエリアを拡大して現在 7 か所に設置して地域の相談事業として取り組んでいる。

本庁市民相談コーナー

牟礼総合センター

仏生山総合センター

勝賀総合センター

国分寺総合センター

15 人のまるごと福祉相談員は重層事業実地計画・周知啓発ツール(4十)・重層事業実施マニュアルに基づき進められていて、

- ・ 支援対象者へのアウトリーチ型支援
- ・ 対象者把握・相談支援
- ・ 支援コーディネートとして多機関協働の支援を行っており、令和 4 年度の支援件数は 731 人であった。

本市では福祉の総合相談窓口、ほっとかんとを創設して行っているが、地域のみんなで助け合う仕組みづくりの面においては、学ぶべき点が多くあると感じた。この事業は、社会福祉協議会の職員が福祉相談員として活動をしており、本市の場合は市の職員が担当しているので、社会福祉協議会との連携を強め、本市でも進めて行きたいところである。



期 間：2023年11月10日（金）

福岡県福岡市：児童虐待未然防止への体制づくりについて

所 感 等：人口は1,633,502人の政令指定都市。こども未来局を平成17年に新設して子ども総合計画を作成し、「すべての子どもが夢を描けるまちをめざして」基本理念に5つの視点で取り組んでいる。

- 視点1 すべての子どもの権利の尊重
- 視点2 すべての子ども・子育て家庭の支援
- 視点3 支援へのアクセス向上
- 視点4 地域や市民との共働
- 視点5 社会全体での支援

また目標3項目の中に15施策を掲げている。

「目標1 安心して生み育てられる環境づくり」

- 施策1 母と子の心と体の健康づくり
- 施策2 乳児教育・保育の充実
- 施策3 身近な地域における子育て支援の充実
- 施策4 障がい児の支援（乳幼児期）
- 施策5 子育てを応援する環境づくり

「目標2 子ども・若者の自立と社会参加」

- 施策6 子どもの居場所や体験機会の充実
- 施策7 青少年の健全育成と自己形成支援
- 施策8 若者等の相談支援と居場所の充実
- 施策9 障がい児の支援（学童期以降）

「目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」

- 施策10 子ども家庭支援体制の充実
- 施策11 児童虐待防止対策と住宅支援の強化
- 施策12 ひとり親家庭の支援
- 施策13 子どもの貧困対策の推進
- 施策14 社会的養護体制の充実
- 施策15 子どもの権利擁護の推進

この総合計画は5年に一度見直しが行われアップデートされている。

児童虐待に関して早期発見、早期解決に努め、子育てが安心してできるよう家庭支援に力を入れている。こども相談センター内には教育委員会による相談窓口が設置されていて、家庭の問題や学校の問題など、あらゆる子どもの相談ができる体制が教育委員会との連携の下に整っている。

令和3年11月には日本財団と締結がされ、家庭養育推進自治体モデル事業として、里親の支援や特別養子縁組などが行われている。

この事業は現在、大分県、山梨県、福岡市の3自治体と締結がされ1自治体あたり5年間で5億円規模の助成が行われていて、この助成金を使って施設の改修やペアレントトレーニング、親子で宿泊（ショートステイ）等など整備事業に費やされている。

この事業費はすべて日本財団から出資され、自治体からの持ち出しはないが、事業のランニングコスト費用をどうするかが今後の課題である。

子どもへの取組としては、女の子の相談窓口を設置して様々な相談内容に対応したり、子どもタブレット相談を実施している。

タブレットでの相談件数は令和4年度で3776件と実績からも相談がしやすい体制が整っている。

本市ではこども支援センターを中心に各関連機関と連携をしてこども、子育て支援に取り組んでいるが、福岡市のこども未来局での教育委員会と福祉部門の連携は本市でも進めて行きたいところである。

また、家庭養育推進自治体モデル事業での里親支援や、特別養子縁組への支援についても民間企業と連携をした取組は、本市でも取り入れたい事業である。

